

## 療養援助事業内容改定のお知らせ(2016 年 4 月より)

公益財団法人 がんの子どもを守る会  
理事長 山下 公輔

当会では 1968 年の創立以来、治療中の患児とその家族が必要とされる医療を等しく受けられること及び療養に伴う経費負担の軽減を願い、善意のご寄付を財源として療養援助事業を行っております。本事業については小児がんを取り巻く制度や現状を鑑み、この度、事業内容の改定をさせていただきます。主な変更点は下記の通りです。ご不明な点がありましたらお手数ですが当会までお問い合わせください。

【主な変更点】1:従来の「一般療養援助」・「特別療養援助」の区別がなくなり、「公益財団法人がんの子どもを守る会療養援助事業」として、一本化します

2:申請対象者に所得制限(前年の課税所得 400 万円以下:生計を一にする親族がいる場合は合算)を設けました

3:援助対象事項が変更されます

【改定日】 2016 年 4 月 1 日

(2016 年 3 月 31 日(必着)までに当会に届いた申請については改定前の旧基準にて、2016 年 4 月 1 日以降に届いた申請については改定後の基準にて審査いたします)

## 【改定後の療養援助事業】太字部分が変更点

	【改定後】(2016 年 4 月 1 日申請書受理分より) がんの子どもを守る会療養援助事業	【改定前】 特別療養援助	【改定前】一般療養援助
対象	18 歳未満で小児がんを発症し、申請時 20 歳未満の抗腫瘍治療中の患児の家族(一疾病で一回限りの援助)  【ご注意ください】過去に当会「特別療養援助・一般療養援助」を受けられた方は同一病名では申請対象となりません  かつ、以下の条件に該当する場合 1) 給与所得者:前年の課税所得(源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」から、「所得控除後の金額」を引いた額)が 400 万円以下の場合 2) 自営業者:前年の確定申告書 B の「課税される所得金額㊸」(専従者がいる場合は「課税される所得金額㊸」に「専従者給与(控除)額の合計額㊹」及び「青色申告特別控除額㊺」を加算した金額)が 400 万円以下の場合 ・両親が共働き等、生計を一にする親族に所得がある場合は合算 ・証明書発行時と申請時の現状が大きく異なる場合はご相談ください  【ご注意ください】課税所得 400 万円以上のご家族は申請対象となりません	18 歳未満で小児がんを発症し、申請時 20 歳未満の抗腫瘍治療中の患児の家族(一疾病で一回限りの援助)	18 歳未満で小児がんを発症し、申請時 20 歳未満の抗腫瘍治療中の患児の家族(一疾病で一回限りの援助) かつ、以下の条件に該当する場合 〈給与所得者〉課税所得(源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」から、「所得控除後の金額」を引いた額)が 100 万円以下の場合 〈自営業者〉確定申告書 B の「課税される所得金額㊸」に「専従者給与(控除)額の合計額㊹」及び「青色申告特別控除額㊺」を加算した金額)が 100 万円以下の場合 -両親が共働きの場合はお二人の課税所得の合算
援助対象事項	1) 抗腫瘍治療中で入院療養に必要な対応として①～③のいずれかに該当する場合 ①以下の治療を要する場合 移植の実施/難治性(転移もしくは再発がある又は有効な治療法がない)のため治療を要する場合/特殊治療が必要 ②治療上のやむを得ない理由から治療施設と自宅が片道 150Km以上離れた遠隔地で治療を要した場合 ③未就学児のきょうだいがいる場合  【ご注意ください】付添い・面会のみ申請はできません 2) 抗腫瘍治療中で入院・外来を問わず課税所得 100 万円(生計を一にする親族に所得がある場合は合算)以下の世帯(生活保護受給世帯を含む)  【ご注意ください】旧制度での一般療養援助に相当します。過去に一般療養援助を受けていない場合、本事項のみでの申請も可能です。	入院療養のために必要な諸経費 ・入院中の患児の面会にかかる費用(宿泊施設等利用の際の滞在費・付添費) ・病院と自宅が片道約 150Km 以上離れている場合の親子 1 往復分の交通費 ・患児の補足具作成のために雇った経費 ・闘病に伴って必要となったきょうだい(未就学年齢)の保育料 ・造血幹細胞移植等、主治医が患児の治療上必要と認めたものに対してかかった経費(ただし、健康保険の対象とならない薬剤や代替療法にかかる経費は対象外)	療養のために必要な諸経費全般
援助対象期間	申請書受理日から遡って 3 ヶ月間	申請書受理日から遡って 3 ヶ月間	
援助金額	原則、療養援助委員会の審査会(年 5 回開催)で援助内容・金額を決定	療養援助委員会審査会で援助内容・金額を決定	3 万円

## 【Q&amp;A】

Q: 以前、「特別療養援助」を受けています。今回、再発したのですが、「難治性(転移もしくは再発がある又は有効な治療法がない)のため治療を要する場合」で申請できますか?

A: 過去に同一病名で援助を受けられている場合は、再発の場合でも申請対象となりません。

Q: 過去に「特別療養援助」「一般療養援助」を受けたかどうか、よく覚えていません。どうしたらよいですか?

A: 過去の援助状況についてお調べすることができますので、当会までご連絡ください。

本件に対する問合せ先:公益財団法人がんの子どもを守る会 ソーシャルワーカー  
本部:〒111-0053 東京都台東区浅草橋 1-3-12/電話:03-5825-6312(相談専用)/FAX:03-5825-6316  
大阪事務所:〒541-0057 大阪府大阪市中央区北久宝寺町 2-3-1/電話:06-6263-2666(相談専用)/FAX:06-6263-2229  
E-mail :nozomi@ccaj-found.or.jp